

住宅改修費支給申請チェックマニュアル

在宅の要介護・要支援者が、手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅（介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅）について行ったときは、市町村が要介護者の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費が支給されます。（上限20万円。分けて利用も可）
申請される場合は必ずこのチェックマニュアルをご確認ください。

介護保険被保険者

- ①要介護・要支援認定者
- ②奈良市に住民票がある
- ③住民票上の住所の改修である



住宅改修について、ケアマネジャー等に相談



住宅改修の事前申請（必要な書類は別紙1参照）
※郵送もしくは窓口預かり

※事前申請の手続きをしないまま着工した場合は支給対象になりませんのでご注意ください。
※着工日まで1週間以上余裕を持って申請してください。



住宅改修施工・完成

※事前申請の内容に変更がある場合は、工事完了前までに速やかにご相談ください。



住宅改修の事後申請（必要な書類は別紙2参照）

※工事完了後速やかにご申請ください。また、何らかの理由により工事が遅延される場合は、その旨ご連絡ください。



奈良市による確認（支給決定）



住宅改修費支給

※住宅改修費は、事後申請月の翌月末に支給する予定です。（事前に支給決定通知送付します。）

※見積もりは2社以上取ることをおすすめします。工事は簡単にやり直しができません。
利用者の方の自立支援のための動線になっているか、材料や価格は適正か等を、
ケアマネジャーやご家族等と相談してください。

事前申請に必要な書類

☐ ① 介護保険介護予防・居宅介護住宅改修事前協議申請書（受領委任払い・償還払い）

- ☐ 被保険者番号や生年月日等を含め、介護保険被保険者証を確認し、表記のとおり漏れのないように記入されている。（記入漏れ、記入誤りがある場合は受理できないこともあるのでご了承ください）
- ☐ 申請書の日付は添付書類の日付以降の日付になっている。

☐ ② 住宅改修が必要な理由書

- ☐ 福祉住環境コーディネーター2級以上等の有資格者が作成する場合は、資格者証のコピーを添付している。（理由書の記入は介護支援専門員・地域包括支援センター職員・福祉住環境コーディネーター2級以上としています）
- ☐ 日常生活の行動範囲内の改修であることや、生活の動線が容易に想像できるように記載されている。
（例1）2階への階段手すりの設置は、対象者が階段を使わずに1階で生活を完結できないか生活動作について検討した上で、2階に上がる必要性がある場合のみ給付対象とし、2階に上がる目的、頻度、段差昇降の安全性について確認の上、理由書に明記すること。
（例2）玄関以外の出入口（勝手口、掃き出し窓等）を使用する場合は、その理由を明記する。

☐ ③ 承諾書

- ☐ 改修する住宅が本人所有でない場合は添付。
- ☐ 複数人いる場合は連名でも可。
- ☐ 所有者が亡くなっている場合は、相続予定の方全員分の承諾書が必要です。

☐ ④ 介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

- ☐ 受領委任払いの場合は添付。（添付がなければ、償還払いと判断します）
⇒償還払いとは、利用者（被保険者）がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象金額が後日奈良市から利用者へ給付されます。
受領委任払いとは、介護保険対象の住宅改修に係る費用のうち、利用者は自己負担分の金額のみ施工業者に支払い、給付対象金額が後日奈良市から施工業者へ給付されます。

☐ ⑤ 住宅改修に要する費用の見積書（施工業者の社印が押印してあるもの）

- ☐ 本人の姓名（フルネーム）を含めている。（家族との連名可）
- ☐ 見積書作成日が記載されている。
- ☐ 材料費と施工費を別々に表記している。原則材工共や、工事一式は避けてある。別々に表記できない場合は工事の内容や規模等をわかるようにしている。（申請書類作成に関する作成料は給付の対象になりません）
- ☐ 介護保険外の工事もあわせて実施される場合には、介護保険対象分と対象外分が明確になるように区別している。

□ ⑥ 改修箇所のわかる図面（平面図・断面図等）

- 工事箇所のみでなく家屋内や敷地内全体のもの。（寝室・リビングなどと記載されていて、日常生活の動線を確認できるもの）
- 1階→2階の階段手すりを付ける場合は、1階2階両方の図面を添付。
- 工事箇所がわかるようにイメージを図示（手すりなど）している。
- 工事箇所が複数になる場合は番号をつける等、他の添付資料と併せて確認できるようにする。

□ ⑦ 日付入りの改修前の写真

- 工事箇所がわかるようにイメージを図示（手すりなど）している。
- 工事箇所が複数になる場合は番号をつける等、他の添付資料と併せて確認できるようにする。
- 段差解消の場合には高低差が何センチあるかがわかるようにメジャーをあてて写真を撮影している。（敷居撤去の場合は両側からメジャーをあてて写真撮影を行う。）
- 工事箇所が隠れる場合（床材変更時の家具や手すり取り付け壁面にポスターが貼ってある等）は、物を除いて工事箇所が隠れていない状態で写真を撮影している。
※家具の移動など物を除くのが容易でない場合は、事前申請時に現状の写真を添付し
工事時に物を除いた状態の写真を撮影し、事前・事後の写真を共に事後申請時に提出。
- 距離が離れることでわかりにくくなってしまう場合は、距離を近くして複数の角度から撮影したものを提出。
- 撮影日は枠外に記載するのではなく、写真内に修めている。
（写真への手書きでの後書きは不可とします。）
- 原本またはカラーコピーの鮮明なものである。（モノクロや白黒印刷のものは受領しかねます）

注意

- 事前申請は郵送もしくは窓口預かりとしています。
- 事前申請は郵送もしくは窓口預かりとしていますので、決定通知書の発行を考慮し、着工予定日は申請日から1週間以上余裕をもって設定してください。
- ご家族様が改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となり、施工費は支給対象となりません。
- 要介護認定の申請中であれば事前申請は受け付けますが、申請の結果「非該当」となった場合は、支給を受けることはできず、全額自費となります。
- 入院中（入所中）の場合は、住宅改修が必要と認められないので支給されることはありません。一時帰宅中の場合も同様です。ただし、退院後（退所後）の住宅について予め改修しておくことが必要と考えられる場合は、事前申請を行うことはできます。この場合、支給は退院（退所）してからになります。
- 新築または増築工事は対象となりません。
- 要介護・要支援と認定された人が同一住所に複数いるときは、それぞれの工事について、住宅改修の必要性があり、対象となる工事箇所が重複しないようにしなければなりません。

別紙2

事後申請に必要な書類

☐ ① 介護保険介護予防・居宅介護住宅改修費支給申請書

- ☐ 被保険者番号や生年月日等を含め、介護保険被保険者証を確認し、表記のとおり漏れのないように記入されてある。（記入漏れ、記入誤りがある場合は受理できないこともあるのでご了承ください）
- ☐ 申請書の日付は添付書類の日付以降の日付になっている。
- ☐ □座振込依頼欄は漏れなく記載されている。□座名義人が被保険者本人ではない場合、□座振込依頼欄の上の委任欄に記載してある。

☐ ② 介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請兼事前協議申請承認（不承認）決定通知書

事前申請時に2枚発行しているうちの事業所控え分。（もう1枚は被保険者控え）

☐ ③ 日付入りの改修後の写真

- ☐ 改修前の写真と同じ場所・同じ位置を撮影したもの。（改修箇所がすべて写るように）
- ☐ 撮影日（完成日以降の日付け）は枠外に記載するのではなく、写真内に修めている。
- ☐ 原本またはカラーコピーの鮮明なものである。（モノクロや白黒印刷のものは受領しかねます）

☐ ④ 領収証の原本（税抜5万円以上は、収入印紙貼付）※レシートは不可。

- ☐ 本人の名前（フルネーム）を含めている。（家族との連名可）
- ☐ 受領委任払いの場合は、負担割合証で負担割合（領収書記載日時点の負担割合）の確認をしてから領収している。
- ☐ 領収書返却希望の場合は領収書のコピーと原本の両方を添付。（コピーを預かり原本を返却します）
- ☐ 領収日は完成日以降の日付になっている。（前金として受領する場合は、その旨を領収書に明記する。）

注意

1) 工事内容の変更について

- ・事前申請の内容に変更がある場合は、工事完了前までに速やかにご相談ください。
事前にご相談のない変更は受領できない場合がございます（介護保険対象外となります）。
- ・工事内容によって追加資料の提出を必要とすることがあります。

パターン①：事前申請の際に添付いただいた資料の再提出をお願いする場合
⇒ 取付位置や向きの変更、材料の縮小、金額の変更（下がる場合）等

パターン②：事後申請の際に工事内訳書を提出いただく場合
⇒ 事前申請の書類に変更がない場合、金額の変更（下がる場合）等

なお、金額の変更（下がる場合）に伴い、決定通知書の発行が必要な場合は、お申し出ください。

- ・工事箇所自体が追加される場合や金額が上がる場合には、改めて追加分を事前申請をしていただくか、一度取り下げて再申請していただく場合がございます。

2) 申請が保留になる場合

- ・認定申請中など認定がない状態で改修を行った場合は、認定結果が出るまで事後申請はできません。
- ・着工前に被保険者が入院した状態で改修を行った場合は、退院して自宅に戻られるまで事後申請はできません。

3) 事後申請ができない場合

- ・自宅に退院予定だったが施設に入所になった場合
- ・被保険者が工事の着工前に死亡した場合
- ・認定期間中に施工終了していても、領収書発行時に認定がない場合。

以上の場合は、事前申請時に発行した決定通知書を添えて承認申請兼事前協議承認取り下げ申請書を提出してください。

※工事中に被保険者が死亡した場合は、死亡するまでに完了していた工事分までは申請可。

4) 事前・事後調査について

住宅改修工事に関して、介護保険給付適正化の一環として工事着工前および工事着工後に現地調査をさせていただく場合があります。その結果必要があると判断した場合に、理由書作成者ないし工事をされた事業者に状況確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。